

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分・ひとり親以外の子育て世帯分)の申請はお済みですか？

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世代に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。※子育て世帯への臨時特別給付金(10万円)とは別の給付金です。

対象者	<p>■ひとり親世帯 次の①、②のいずれかに該当する人</p> <p>①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ※公的年金には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人</p> <p>■ひとり親以外の子育て世帯</p> <p>対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児^{※1}については20歳未満)^{※2})の養育者であって、以下のア、イのいずれかに該当する人</p> <p>ア. 令和3年度分の住民税均等割が非課税の人</p> <p>イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税相当の収入になった人</p> <p>※1: 特別児童扶養手当の受給資格に相当する人 ※2: 令和4年2月末までに生まれる新生児も含まれます。 ※今年度すでにこの給付金を受けた人は申請できません。</p>
支給額	児童1人当たり一律5万円
申請期限	令和4年2月28日(月) (消印有効)
申請方法	子育て支援課窓口または郵送で申請してください。必要書類はお問い合わせください。
問い合わせ先	子育て支援課 (☎ 82-1175) 平日 8:30 ~ 17:15 厚生労働省コールセンター (☎ 0120-400-903) 平日 9:00 ~ 18:00

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の 支給要件等が変更されました

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなかで、総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護への受給につなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給します。

対象者	<p>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急小口資金および総合支援資金の初回再貸付を借り終わった世帯/令和4年3月までに借り終わる世帯(再貸付を申請中・利用中の場合を除く) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の受給期間が終了した世帯(再支給) <p>※上記の世帯に該当し、一定の収入・資産要件に該当した上で、求職活動等の自立に向けた活動を行う必要があります。</p>
支給額	単身者: 6万円、2人世帯: 8万円、3人以上世帯 10万円 (支給期間 3か月)
申請期限	令和4年3月31日(木) ※期限が延長されました。
申請方法	<p>社会福祉課窓口で申請してください。</p> <p>※収入要件等や必要書類がありますので、事前に社会福祉課へ電話相談してください。</p> <p>※対象と思われる世帯には、別途案内状を送付予定です。</p>
問い合わせ先	社会福祉課 (☎ 82-1174) 平日 8:30 ~ 17:15 厚生労働省コールセンター (☎ 0120-46-8030) 平日 9:00 ~ 17:00